

議案第七十四号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例を次のように定める。

令和五年九月一日提出

宇部市長 篠崎圭二

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下「法」という。）第四条第二項第一号に規定する促進区域（以下単に「促進区域」という。）内において、法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画（以下単に「承認地域経済牽引事業計画」という。）に従って、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号）第二条に規定する対象施設（以下単に「対象施設」という。）を設置した者に係る固定資産税の課税免除について必要な事項を定めるものとする。

(課税免除)

第二条 市長は、促進区域内において、この条例の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に対象施設を設置した者について、当該施設の用に供する家屋若しくは構築物（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はこれらの敷地である土地（法第四条第六項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対しては、宇部市税賦課徴収条例（昭和二十五年条例第四十二号）第五十四条

の規定にかかわらず、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条第一項の規定により固定資産税を課さない。

2 前項の規定により固定資産税を課さない期間は、当該家屋又は構築物に対して固定資産税を課すべきこととなる最初の年度（以下「初年度」という。）から三年度間とする。

3 第一項の規定は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和三年条例第二十九号）第二条第一項の規定により課税免除された場合又は国際観光ホテル整備法による登録ホテル業等の用に供する建物に対して課する固定資産税の不均一課税に関する条例（平成十六年条例第百十三号）第二条第一項若しくは地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成二十七年条例第四十二号）第二条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

（課税免除の申請等）

第三条 前条第一項及び第二項の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けようとする者は、初年度の初日の属する年の一月一日現在における固定資産について、市規則で定めるところにより、同月三十一日までに市長に申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、固定資産税の課税免除の決定を行い、市規則で定めるところにより、当該申請をした者に通知するものとする。

（変更の届出）

第四条 課税免除の決定を受けた者は、前条第一項の規定による申請の内容に変更があった場合は、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（課税免除の取消し）

第五条 市長は、課税免除の決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除の決定を取り消すことができる。

一 承認地域経済牽引事業計画の承認が取り消されたとき。

二 虚偽の申請その他不正の行為によって課税免除の決定を受けたとき。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正）

第二条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和三年条例第二十九号）の一部を次のように改める。

第二条第一項中「第六条」を「第六条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例（令和五年条例第 号）第二条第一項の規定により課税免除された場合又は国際観光ホテル整備法による登録ホテル業等の用に供する建物に対して課する固定資産税の不均一課税に関する条例（平成十六年条例第百十三号）第二条第一項若しくは地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成二十七年条例第四十二号）第二条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

（国際観光ホテル整備法による登録ホテル業等の用に供する建物に対して課する固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第三条 国際観光ホテル整備法による登録ホテル業等の用に供する建物に対して課する固定資産税の不均一課税に関する条例（平成十六年条例第百十三号）の一部を次のように改める。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和三年条例第二十九号）第二条第一項若しくは地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例（令和五年条例第 号）第二条第一項の規定により課税免除された場合又は地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成二十七年条例第四十二号）第二条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

（地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部改正）

第四条 地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成二十七年条例第四十二号）の一部を次のように改める。

第二条第二項中「第二条第一項」の下に「若しくは地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定

資産税の課税免除に関する条例（令和五年条例第 号）第二条第一項」を加え、「第二条の」を「第二条第一項の」に改める。

「説明」

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令（平成十九年総務省令第九十四号）の一部改正に伴い、固定資産税の課税免除に関する条例を整備するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税
免除に関する条例 (令和三年条例第二十九号)

旧

新

(課税免除)

第二条 市長は、産業振興促進区域内における前条の設備に係る固定資産のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 (令和三年総務省令第三十一号) 第一条第三号に規定する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 (過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令 (令和三年政令第三十七号) 附則第四条第一項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。) に対しては、宇部市税賦課徴収条例 (昭和二十五年条例第四十二号) 第五十四条の規定にかかわらず、地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第六条の規定により固定資産税を課さない。

(課税免除)

第二条 市長は、産業振興促進区域内における前条の設備に係る固定資産のうち過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 (令和三年総務省令第三十一号) 第一条第三号に規定する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地 (過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法施行令 (令和三年政令第三十七号) 附則第四条第一項の規定による公示の日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。) に対しては、宇部市税賦課徴収条例 (昭和二十五年条例第四十二号) 第五十四条の規定にかかわらず、地方税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号) 第六条第一項の規定により固定資産税を課さない。

3

第一項の規定は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例 (令和五年条例第 号) 第二条第一項の規定により課税免除された場合又は国際観光ホテル整備法による登録ホテル業等の用に供する建物に対して課する固定資産税の不均一課税に関する条例 (平成十六年条例第百十三号) 第二条第一項若しくは地域再生法に規定す

る地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成二十七年条例第四十二号）第二条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

国際観光ホテル整備法による登録ホテル業等の用に供する建物に対して課する固定資産税の不均一課税に関する条例（平成十六年条例第百十三号）

旧

新

（不均一課税の税率）

（不均一課税の税率）

第二条

第二条

2 前項の規定は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和三年条例第二十九号）第二条第一項若しくは地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例（令和五年条例第 号）第二条第一項の規定により課税免除された場合又は地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成二十七年条例第四十二号）第二条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例（平成二十七年条例第四十二号）

旧

新

（固定資産税の不均一課税）

（固定資産税の不均一課税）

第二条

第二条

2 前項の規定は、特別償却設備設置者が、

2 前項の規定は、特別償却設備設置者が、

同一の特別償却設備等に係る同項に規定する固定資産税につき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和三年条例第二十九号）第二条第一項

の規定により課税免除された場合
又は国際観光ホテル整備法による登録ホテル業等の用に供する建物に対して課する固定資産税の不均一課税に関する条例（平成十六年条例第百十三号）第二条の 規定により不均一課税された場合には、適用しない。

同一の特別償却設備等に係る同項に規定する固定資産税につき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（令和三年条例第二十九号）第二条第一項若しくは地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例（令和五年条例第 号）第二条第一項の規定により課税免除された場合
又は国際観光ホテル整備法による登録ホテル業等の用に供する建物に対して課する固定資産税の不均一課税に関する条例（平成十六年条例第百十三号）第二条第一項の規定により不均一課税された場合には、適用しない。

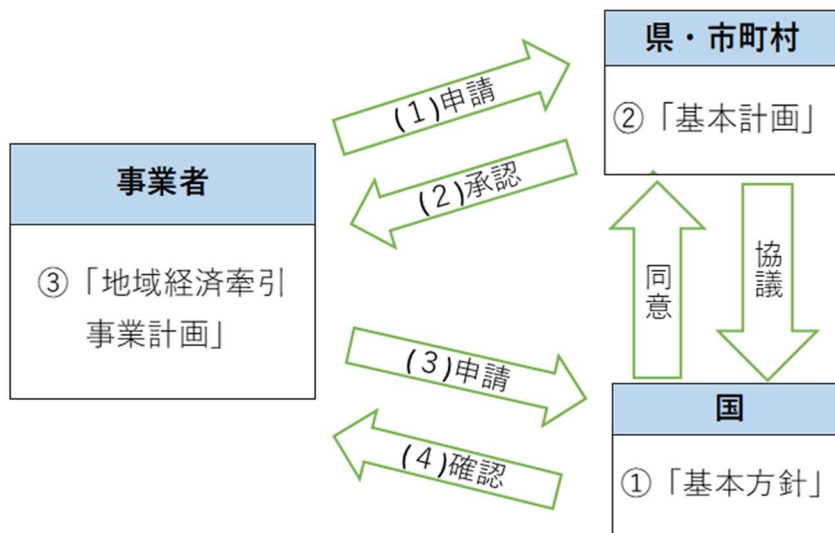
議案第74号

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に規定する促進区域内における固定資産税の課税免除に関する条例制定の件

【地域未来投資促進法の概要】

⇒地域の特性を活かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすような「地域経済牽引事業」の促進を目的とした法律。その促進のため、「地域経済牽引事業」を実施する事業者に対して、様々な支援措置が講じられているもの。

【支援を受けるまでの流れ】（手続き）



- ① 国が「基本方針」を策定
- ② 国の「基本方針」に基づき、県と市町が連携して「基本計画」を策定し、国と協議の上、同意を得る。
- ③-① 事業者は、工場等の新・増設などを行う場合、「基本計画」に沿った「地域経済牽引事業計画」を策定し、県に申請
- ③-② 県が計画を承認
⇒特別融資制度の利用、補助事業採択時の加点措置等
- ③-③ 事業者が先進性等に係る「確認申請書」を作成し、国に申請
- ③-④ 国が先進性を確認し（認めた場合）、「確認書」を交付
⇒税の優遇措置（固定資産税の課税免除、国税や県税の負担軽減）

※ 県の承認、国（主務大臣）の確認を受けた事業は、承認地域経済牽引事業として各支援制度の活用が可能

1 制定要旨

(1) 「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 26 条の地方公共団体等を定める省令」の一部改正

◎今回の省令改正では、課税免除等を実施した自治体に対しての、減収補てん措置の拡充が図られた。(下表 参考)

①減収補てん措置の適用期限の延長 (R5. 3. 31→R7. 3. 31 まで)

②減収補てん措置の適用対象の拡充 (財政力指数要件の引上げ: 0.67 未満→0.80 未満) →これまで減収補てん措置の対象外であった本市が適用対象となった。

(参考) 固定資産税(市町村)の減収補てん措置の拡充

| 項目 | 改正前 | 改正後 |
|---------|-----------------------------|--|
| 対象事業 | 承認地域経済牽引事業のうち、主務大臣の確認を受けたもの | 承認地域経済牽引事業のうち、主務大臣の確認を受けたもの <u>特に高い付加価値(3億円以上)を創出する事業</u> |
| 対象資産 | 土地・建物・構築物(3年度間) | |
| 設備投資額下限 | 1億円(農林漁業は5,000万円) | |
| 財政力指数要件 | 0.67 未満 | 0.67 未満 0.67 以上 0.80 未満 |
| 補てん率 | 3/4 | 3/4 1/4 |
| 適用期限 | 令和5年3月31日 | 令和7年3月31日 |

(2) 本市の産業振興上の必要性

地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業」の促進による本市の成長発展の基盤強化の加速化

2 主な内容

(1) 事業者が地域経済牽引事業計画を作成し、県からの承認及び国から地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして先進性の確認を受けた場合において、当該計画に従って令和7年3月31日までに設置した固定資産(建物・構築物)及び当該敷地である土地に対して、3年度間にわたり固定資産税の課税免除を行うことを規定

(第2条第1項及び同条第2項)

(2) 他制度の課税免除・不均一課税と重複適用しないよう、本条例及び他の3つの課税免除・不均一課税条例に重複適用除外規定を整備

(第2条第3項、附則第2条～第4条)

3 施行期日

公布の日

公共施設等個別施設計画の進捗状況

■表1 当初(個別施設計画策定時)の計画

(単位:件数)

| 区分 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | 計 |
|--------|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 更新着手 | 3 | | 3 | | | 1 | 1 | 1 | | 1 | 10 |
| (累計) | (3) | (3) | (6) | (6) | (6) | (7) | (8) | (9) | (9) | (10) | |
| 改修等着手 | 6 | 2 | 11 | 5 | 4 | 4 | 3 | 1 | 1 | 1 | 38 |
| (累計) | (6) | (8) | (19) | (24) | (28) | (32) | (35) | (36) | (37) | (38) | |
| 解体完了 | 1 | | | 1 | 3 | 1 | | | | 2 | 8 |
| (累計) | (1) | (1) | (1) | (2) | (5) | (6) | (6) | (6) | (6) | (8) | |
| 売却完了 | | | 2 | | 1 | 2 | 1 | | 1 | 8 | 15 |
| (累計) | | | (2) | (2) | (3) | (5) | (6) | (6) | (7) | (15) | |
| 貸付完了 | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| (累計) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | |
| 計(年度) | 11 | 2 | 16 | 6 | 8 | 8 | 5 | 2 | 2 | 12 | 72 |
| A計(累計) | 11 | 13 | 29 | 35 | 43 | 51 | 56 | 58 | 60 | 72 | — |
| 現状維持 | 57 | | | | | | | | | | 57 |
| 検討中 | 2 | | | | | | | | | | 2 |
| 総計 | | | | | | | | | | | 131 |

■表2 現在(令和4年度末)の進捗状況 ※今後の予定含む

(単位:件数)

| 区分 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | 計 |
|-----------|-----|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 更新着手 | 3 | | 2 | | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 10 |
| (累計) | (3) | (3) | (5) | (5) | (6) | (7) | (8) | (9) | (9) | (10) | |
| 改修等着手 | 6 | 2 | 4 | 12 | 6 | 5 | 3 | 1 | 1 | 1 | 41 |
| (累計) | (6) | (8) | (12) | (24) | (30) | (35) | (38) | (39) | (40) | (41) | |
| 解体完了 | 1 | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 2 | 8 |
| (累計) | (1) | (1) | (1) | (2) | (3) | (4) | (5) | (6) | (6) | (8) | |
| 売却完了 | | | 0 | 1 | 3 | 1 | 0 | | 1 | 9 | 15 |
| (累計) | 0 | 0 | 0 | (1) | (4) | (5) | (5) | (5) | (6) | (15) | |
| 貸付完了 | 1 | | | | | | | | | | 1 |
| (累計) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | (1) | |
| 計(年度) | 11 | 2 | 6 | 14 | 11 | 8 | 5 | 3 | 2 | 13 | 75 |
| B計(累計) | 11 | 13 | 19 | 33 | 44 | 52 | 57 | 60 | 62 | 75 | — |
| B-A 累計の差異 | 0 | 0 | △10 | △2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 3 | — |
| 現状維持 | 53 | | | | | | | | | | 53 |
| 検討中 | 3 | | | | | | | | | | 3 |
| 総計 | | | | | | | | | | | 131 |

■表3 当初計画との差異（区分比較）

| 区分 | 当初計画 (A) | 現在 (B) | (B)-(A) | 増減理由 |
|-------|-------------|-----------|---------|-----------------------------|
| 更新着手 | 10 | 10 | 0 | — |
| 改修等着手 | 38 | 41 | 3 | 【増】旧診療報酬明細書保管事務処理施設 解体 ⇒ 改修 |
| | | | | 【増】西岐波学童保育クラブ室 現状維持 ⇒ 改修 |
| | | | | 【増】上宇部学童保育クラブ室 現状維持 ⇒ 改修 |
| | | | | 【増】黒石学童保育クラブ室 現状維持 ⇒ 改修 |
| | | | | 【増】図書館 現状維持 ⇒ 改修 |
| | | | | 【減】中央卸売市場 改修 ⇒ 検討 |
| | | | | 【減】地方卸売市場 改修 ⇒ 検討 |
| 解体完了 | 8 | 8 | 0 | 【増】旧山口井筒屋宇部店 検討 ⇒ 解体 |
| | | | | 【減】旧診療報酬明細書保管事務処理施設 解体 ⇒ 改修 |
| 売却完了 | 15 | 15 | 0 | — |
| 貸付完了 | 1 | 1 | 0 | — |
| 計 | 72 | 75 | 3 | |
| 現状維持 | 57 | 53 | ▲4 | 【減】西岐波学童保育クラブ室 現状維持 ⇒ 改修 |
| | | | | 【減】上宇部学童保育クラブ室 現状維持 ⇒ 改修 |
| | | | | 【減】黒石学童保育クラブ室 現状維持 ⇒ 改修 |
| | | | | 【減】図書館 現状維持 ⇒ 改修 |
| 検討中 | 2 | 3 | 1 | 【減】旧山口井筒屋宇部店 検討 ⇒ 解体 |
| | | | | 【増】中央卸売市場 改修 ⇒ 検討 |
| | | | | 【増】地方卸売市場 改修 ⇒ 検討 |
| 総計 | 131 | 131 | 0 | |

日 時：令和 5 年 7 月 13 日(木)
15 時～16 時
場 所：宇部市総合福祉会館
4 階大ホール

令和 5 年度 宇部市地方創生推進協議会会議

次 第

- 1 「第 2 期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の令和 4 年度実績等について
- 2 「第 2 期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂について
- 3 その他

| 施策体系 | 指標名称 | 基準年度 | 基準値 (H30年度) | 目標値 (R6年度) | R4年度 目標値 | R4年度 実績値 | KPI 達成度 |
|--|--|------|------------------------|--------------------------|----------------------|----------------------------------|------------|
| 【基本目標1】 結婚・妊娠・出産・子育ての希望をかな え、子どもの夢を育む教育を推進する | 合計特殊出生率 | H30 | 1.53 | 1.65 | 1.6 | 1.49 | |
| | 将来の夢や目標を持っている小中学生 の割合 | H30 | 小6 69.3% 中3 49.3% | 小6 80.0%以上 中3 55.0%以上 | 75.7%以上 52.7%以上 | 小6 65.8% 中3 41.0% | |
| 1-1 結婚・妊娠・出産・子育てしやすい環境の整備 | | | | | | | |
| (1) 結婚・妊娠・出産・子育てを大切 にするあたたかな地域づくり | 合計特殊出生率 | H30 | 1.53 (2017年度) | 1.65 | 1.6 | 1.49 | ★ |
| | 宇部市は子育てがしやすいと思う人の 割合 | H30 | 42.7% | 49.9% | 47.5% | 59.0% | ★★★★★ |
| (2) 就学までの健やかな成長を支 える保育環境と幼児教育の充実 | 保育園の待機児童数 | H30 | 10人 | 0人 | 0人 | 1人 | ★★★★ |
| 1-2 次世代を担う人財育成に向けた、質の高い教育の推進 | | | | | | | |
| (1) 子どもの育ちをつなげ、夢を 育む教育の推進 | 全国学力・学習状況調査結果（全国を 100とした指数） | H30 | 小学校 99.2 中学校 101.4 | 小学校 103.0 中学校 105.0 | 小学校103.0 中学校105.0 | 小学校96.3 中学校103.8 | ★★ |
| | 将来の夢や目標を持っている小中学生 の割合 | H30 | 小6 69.3% 中3 49.3% | 小6 80.0%以上 中3 55.0%以上 | 75.7%以上 52.7%以上 | 小6 65.8% 中3 41.0% | ★ |
| (2) デジタル化・グローバル化な ど、新しい時代に対応した教育 の充実 | 児童生徒一人あたりの端末の台数 | H30 | 0.17台 | 1台 | 1.0台 | 1.09台 | ★★★★★ |
| | 英検3級程度以上の英語力を身につけた 生徒の割合 | H30 | 44.8% | 51.5% | 49.0% | 53.4% | ★★★★★ |
| (3) SDGsや共生社会の実現を目 指した教育の推進 | 課題の解決に向けて、自分で考え主 体的に取り組もうとする児童生徒の割合 | H30 | 小学校 30.0% 中学校 33.7% | 全国平均 +5.0%以上 | 全国平均 +5.0%以上 | 小 30.6%(+0.1%) 中 35.8%(+4.6%) | ★★★ |
| | 人が困っているときに進んで助けるこ とができる児童生徒の割合 | H30 | 小学校 41.8% 中学校 44.9% | 全国平均 +5.0%以上 | 全国平均 +5.0%以上 | 小 45.2%(+0.3%) 中 42.0%(+1.4%) | ★★★ |
| 1-3 一人ひとりの育ちと学びを支え、地域社会全体で応援 | | | | | | | |
| (1) 一人ひとりの個性が尊重さ れ、健やかに成長できる支援体 制や環境の整備 | 1000人当たりの不登校児童生徒の割 合 | H30 | 10.1人 | 8.4人 | 9.1人 | 28.3人 (暫定値) | ★ |
| | 困っている時に相談相手がいる児童生 徒の割合 | H30 | 97.5% | 99.0%以上 | 98.5% | 98.6% | ★★★★★ |
| (2) 地域ぐるみで子どもを育てる 体制の整備 | 子どもの居場所開設箇所数 | H30 | 5か所 | 24か所 | 20か所 | 22か所 | ★★★★★ |
| | 子育て支援拠点利用者数 | H30 | 65,121人 | 112,000人 | 100,000人 | 48,392人 | ★ |
| | 学童保育クラブの待機児童数 | H30 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | ★★★★★ |
| 【基本目標2】 「稼ぐ力」を強化するとともに、安心して 働けるようにする | 就業者1人当たり総生産（山口県市民 経済計算） | H30 | 7,817千円 (2016年度) | 8,000千円 (2022年度) | — | R5.7月確定 | |
| | 高校生の市内就職割合 | H30 | 49.3% | 55.0% | 53.0% | 41.7% | |
| | 女性活躍推進企業における女性管理職 の割合 | H30 | 21.0% (2017年度末) | 30.0% | 26.0% | 22.3% | |
| 2-1 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現 | | | | | | | |
| (1) 地域企業の成長・生産性の向 上 | ICT・IoTなどの新技術の活用・ 導入件数（計画期間累計） | H30 | 31件 | 135件 | 81件 | 96件 | ★★★★★ |
| | メイド・イン・ウヘ開発件数（計画期 間累計） | H30 | 2件 | 10件 | 6件 | 4件 | ★★★ |
| | 中小企業が受け入れた副業・兼業者数 | H30 | — | 25人 | 15人 | 1人 | ★ |
| (2) 農林水産業の振興 | 新規漁業就業者数（計画期間累計） | H30 | 2人 | 10人 | 6人 | 4人 | ★★★ |
| | 新規農林業就業者数（計画期間累計） | H30 | 5人 | 20人 | 12人 | 13人 | ★★★★★ |
| | スマート農業による戦略的作物の収穫 量 | H30 | 60,000kg/年 | 77,000kg/年 | 71,000kg/年 | 39,925kg/年 | ★ |
| (3) 地域資源を活用した事業の創 出・成長促進 | 地元1次産品を活用した商品の県外出 展、販売件数（計画期間累計） | H30 | 14件 | 60件 | 36件 | 50件 | ★★★★★ |
| (4) 地域産業の活性化とイノベー ションの創出 | 起業・創業や事業所等誘致による雇用 創出人数（計画期間累計） | H30 | 38人 | 120人 | 72人 | 134人 | ★★★★★ |
| 2-2 誰もが安心して働ける環境の実現 | | | | | | | |
| (1) 働きやすい魅力的な就業環境 と担い手の確保 | 就職マッチング数（計画期間累計） | H30 | 41件 | 150件 | 90件 | 94件 | ★★★★★ |
| | 大学生等の市内就職割合 | H30 | 11.50% | 22% | 18% | 11.7% | ★ |
| | 男性の家事・育児参加促進事業の参加者 数（計画期間累計） | H30 | — | 2,500人 | 1,500人 | 2,444人 | ★★★★★ |
| | 女性活躍推進企業のうち女性管理職割 合が30%以上の企業数 | H30 | 47社 | 120社 | 96社 | 95社 | ★★★★ |

| 施策体系 | 指標名称 | 基準年度 | 基準値 (H30年度) | 目標値 (R6年度) | R4年度目標値 | R4年度実績値 | KPI達成度 |
|--|--------------------------------|------|--|------------|---------|----------------------|--------|
| 【基本目標3】 関係人口を増やし、新しいひとの流れをつくる | 転出超過数 | H30 | 301人 | 転出入者の均衡 | 120人 | 154人 | |
| | 関係人口創出数（計画期間累計） | H30 | — | 2,000人 | 1,200人 | 3,887人 | |
| 3-1 移住・定着の推進 | | | | | | | |
| (1) 移住の推進 | U・I・Jターンによる移住者数（計画期間累計） | H30 | 997人/年 | 10,000人 | 6,000人 | 7,439人 | ★★★★★ |
| | 移住定住サポートセンターでの支援者数（計画期間累計） | H30 | 437人/年 | 2,250人 | 1,350人 | 861人 | ★★★ |
| (2) 若者の就学・就業による定着の推進 | 若者ほっとカフェ、若者ふりースペースの利用者数 | H30 | 571人 | 2,800人 | 2,600人 | 8,608人 | ★★★★★ |
| 3-2 本市との関係・つながりの構築 | | | | | | | |
| (1) 関係人口の創出・拡大 | 宇部市の認知度 | H30 | 26点 | 33.0点 | 33点 | 28.8点 | ★★ |
| | ホームページ訪問数 | H30 | 201万件 | 250万件 | 250万件 | 342万件 | ★★★★★ |
| (2) 寄附等を通じた関係の創出・拡大 | ふるさと納税寄附件数 | H30 | 年間延べ1,889件 | 年間延べ3,000件 | 2,750 | 4,517 | ★★★★★ |
| 【基本目標4】 ひとが集う、安心して暮らすことのできる魅力的な地域をつくる | 中心市街地の休日1日当たりの通行者数 | H30 | 12,261人 | 16,100人 | 15,900人 | 6,911人 | |
| | 健康寿命 | H30 | 男性79.87歳 (2017年度) 女性84.45歳 (2017年度) | 延伸 | 延伸 | 男性79.98歳 女性84.04歳 | |
| 4-1 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保 | | | | | | | |
| (1) 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実 | 中心市街地居住人口 | H30 | 5,930人 | 6,200人 | 6,110人 | 5,730人 | ★ |
| | 中心市街地の休日1日当たりの通行者数 | H30 | 12,261人 | 16,100人 | 15,900人 | 6,911人 | ★ |
| (2) 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成 | 観光客数（外国人観光客含む） | H30 | 170万人 | 210万人 | 200万人 | 143万人 | ★ |
| | 観光消費額 | H30 | 117億円 | 137億円 | 132億円 | 105億円 | ★ |
| (3) 安心して暮らせるまちづくり（安心） | 障害のある人にとって宇部市が暮らしやすいまちだと思ふ人の割合 | H30 | 37.6% | 86.0% | 86.0% | 44.3% | ★ |
| (4) 安心して暮らせるまちづくり（安全） | 人身事故件数（自転車事故含む） | H30 | 524件 | 半減 | 300件 | 357件 | ★★★ |
| | 消費生活（電話詐欺等）被害件数 | H30 | 16件 | 0件 | 0件 | 13件 | ★ |
| 【横断的な目標1】多様な人財の活躍を推進する | | | | | | | |
| 横1-1 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進 | | | | | | | |
| (1) 地域で活躍できる多様な人財の確保 | 地域活動人財の活動件数 | H30 | 800件/年 | 9,000件/年 | 9,221件 | 12,285件 | ★★★★★ |
| | 地域活動人財認証制度登録者数（累計） | H30 | 500人 | 1,600人 | 1,633人 | 1,385人 | ★★★★★ |
| (2) 全ての人々が意欲・能力を活かして活躍できる環境の整備 | 就職氷河期世代の就職人数（累計） | H30 | — | 25人 | 15人 | 17人 | ★★★★★ |
| 【横断的な目標2】新しい時代の流れを力にする | | | | | | | |
| 横2-1 地域におけるSociety 5.0の推進 | | | | | | | |
| (1) 地域における情報通信基盤等の環境整備 | 支援事業体数（累計） | H30 | — | 5件 | 3件 | 5件 | ★★★★★ |
| (2) 未来技術の活用による地域課題の解決、地域の魅力向上 | ICT活用による業務時間の削減数 | H30 | 600時間 | 10,000時間 | 4,000 | 2,341 | ★★★ |
| | 公共交通利用者数 | H30 | 387万人/年 | 現状維持 | 現状維持 | 311万人/年 | ★★ |
| | 電子申請手続き進捗率 | H30 | — | 80%以上 | 60% | 49% | ★★★★★ |
| 横2-2 地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくり | | | | | | | |
| (1) SDGs未来都市としての持続可能なまちづくり | 地域資源を活用した事業創出件数 | H30 | — | 8件 | 6件 | 19件 | ★★★★★ |
| | SDGs環境人財育成事業参加校数 | H30 | — | 10校 | 9校 | 13校 | ★★★★★ |
| | SDGsカンパニー数 | H30 | — | 100社 | 60社 | 37社 | ★★★ |

第2期 宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について

■改訂の実施及び時期

○背景（国の動き）

全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指し、デジタル技術の活用によって、地域の個性を活かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化する「デジタル田園都市国家構想」を実現するため、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂し、2023年度を初年度とする5ヶ年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定。

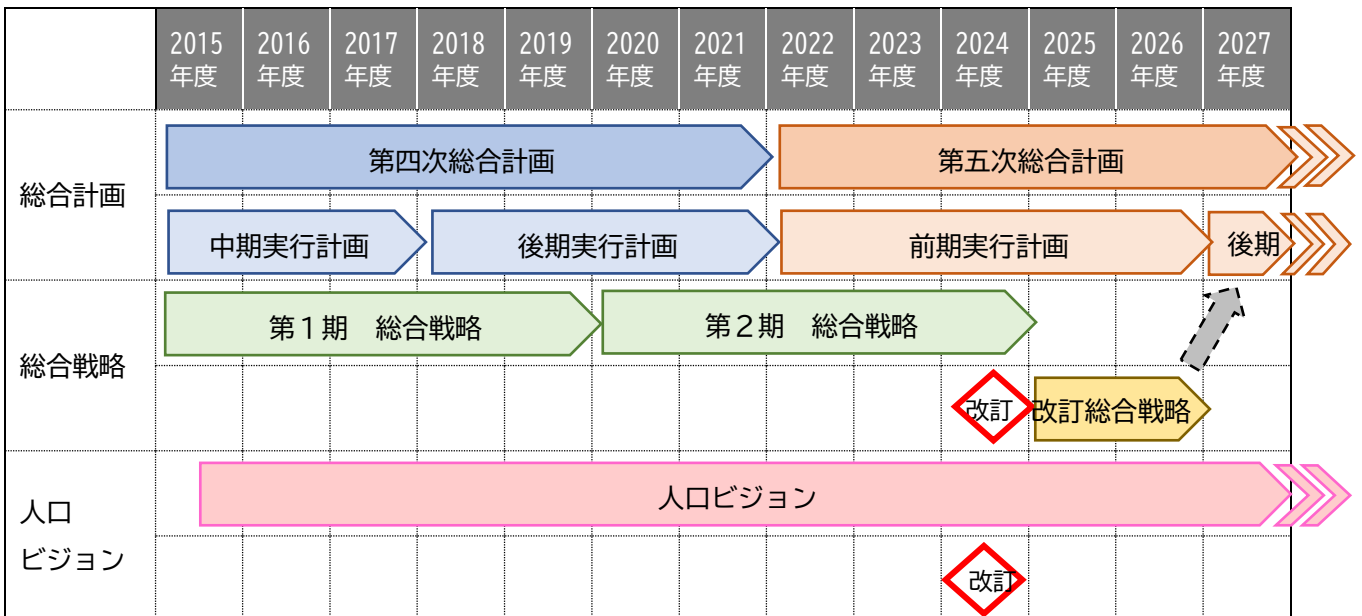
地方においても、国の総合戦略を勘案し、本構想の実現に向け、地方版総合戦略の策定・改訂に努めなければならない。

○人口ビジョンの改訂

「令和2年度国勢調査」の結果が令和4年度に公表されたことに伴い、令和5年度中に、国が「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を改訂することが想定され、さらに山口県も国の改訂にあわせて人口ビジョンを改訂することが想定されるため、国および県の改訂を受けて、宇部市人口ビジョンを令和6年度に改訂予定。

以上より、国の総合戦略を勘案し、第2期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略を改訂する。なお、改訂時期については、総合戦略の「人口の現状」で人口ビジョンの内容を掲載していることや、重要目標達成指標（KGI）及び重要業績評価指標（KPI）に合計特殊出生率を設定していることから、人口ビジョンの改訂と整合を図るべきと考えるため、令和6年度に人口ビジョンの改訂とあわせて総合戦略の改訂を行うこととする。

■計画期間



※改訂後の総合戦略は、前期実行計画期間にあわせて期間を2年延長予定。

（次期戦略を後期実行計画に揃えて1本化することを想定。）

宇部市史編さん委員会委員名簿

| | 氏 名 | 所属団体等 | 備 考 |
|---|---------------------|----------------|------|
| 1 | いわもと 岩元 しゅういち 修一 | 宇部市文化財審議会 | |
| 2 | うちだ 内田 てっぺい 鉄平 | 宇部地方史研究会 | 副委員長 |
| 3 | やすい 安井 たかこ 敬子 | 宇部市観光コンベンション協会 | |
| 4 | むらかみ 村上 たかし 隆 | 宇部商工会議所 | |
| 5 | わき 脇 かずや 和也 | (株)宇部日報社 | 委員長 |
| 6 | おかだ 岡田 ひろあき 広明 | 市民公募 | |

宇部市史編さん基本方針

1 目的

本事業は市制100周年記念事業の一環として市史の編さんに取り組むものであり、事業の実施を通して本市の歴史を明らかにし、市民が本市への理解、愛着を深め、地域への誇りを醸成していける契機となることを目指す。

また、郷土に関する歴史資料を調査、保存することにより、永く後世に継承し、その活用を図る。

2 事業期間

編さん期間は令和4年度からおおむね10年間とし、編さん完了後、順次刊行する。

3 基本方針

- (1) 本市の市制施行後100年の歴史を振り返るとともに、将来の礎となる資料として編さんする。
- (2) 町史が未編さんの旧楠町の歴史については、宇部市との合併までの通史を別に編さんする。
- (3) 本市の地域的、歴史的、文化的な特性に配慮し編さんする。
- (4) 市民の生活史など行政史以外の新しい視点からの歴史を取り入れるとともに、写真・図表などを活用し、市民にわかりやすく親しみやすい市史とする。
- (5) 書籍として刊行するとともに、前回発行した市史もあわせて、デジタル化を図り、ウェブ上での公開を行う。

4 事業の内容

宇部市史編さん事業では、以下の3冊を編さんするとともに、編さん作業に必要となる歴史資料に関する調査を併せて実施する。

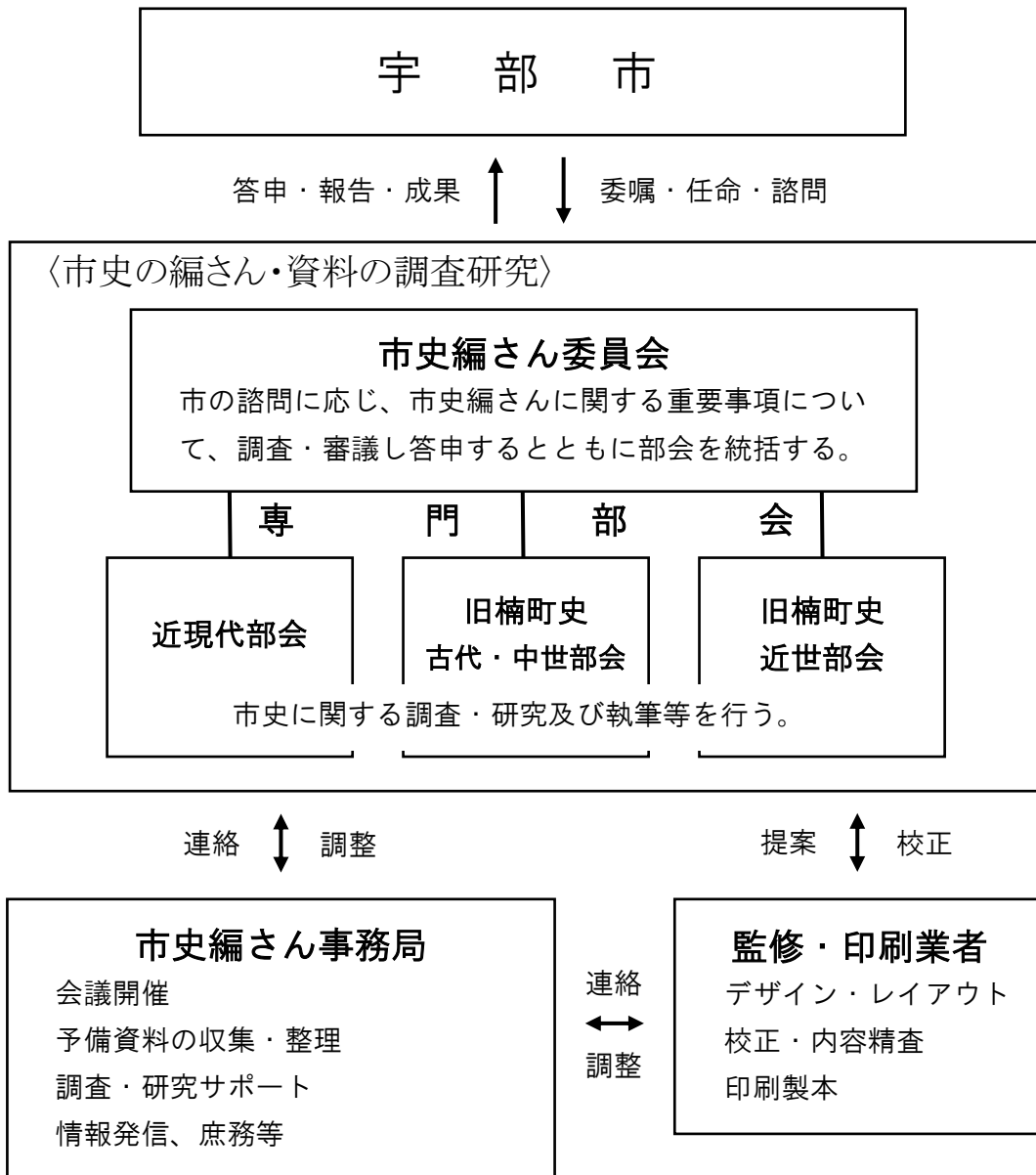
- ① 宇部市史 宇部市制100年の歩み 通史編(仮題)
- ② 宇部市史 宇部市制100年の歩み 資料編(仮題)
- ③ 宇部市史 旧楠町史編

5 編さん体制

市史編さん事業は、次の組織を設置し相互に連携を図りながら進める。

- (1) 宇部市史編さん委員会
基本方針や編さん・刊行計画等、市史編さんに関する重要事項を審議・決定するとともに、部会による調査執筆業務を総括する。
- (2) 宇部市史編さん部会
「近現代部会」「旧楠町史 古代・中世部会」「旧楠町史 近世部会」の3部会を設置して、市史編さんの調査執筆などの実務を行う。
- (3) 宇部市史編さん事務局
市史編さん事業の庶務を行う。

【編さん体制のイメージ】



宇部市史編さん事業 工程表

| 事業内容 | | 令和4年 | 令和5年 | 令和6年 | 令和7年 | 令和8年 | 令和9年 | 令和10年 | 令和11年 | 令和12年 | 令和13年 | |
|---|-------|---|------|--------------------|------|------|-------------------|-------------------|----------|----------|----------|---|
| 宇部市史編さん委員会 | | ← 編さんスケジュール設計・編さん構成及び内容の検討・専門部会の進捗管理等 → | | | | | | | | | | |
| 宇部市史編さん専門部会 「近現代部会」 「旧楠町史 古代・中世部会」 「旧楠町史 近世部会」 | | ● ← 委員決定 | | 資料調査・研究・執筆・校正 | | | | | | | | → |
| (1) 市制100年の歩み 【資料編】 | 資料調査 | ← 予備調査(資料収集ほか) → | | ← 目録作成・撮影・解読・活字化 → | | | | | | | | |
| | 校正・刊行 | | | | | | | | ← 刊行 → ● | | | |
| (2) 市制100年の歩み 【通史編】 | 資料調査 | ← 予備調査(資料収集ほか) → | | | | | | | | | | |
| | 執筆 | | | | | | ← 資料調査・研究・執筆・校正 → | | | | | |
| | 校正・刊行 | | | | | | | | | ← 刊行 → ● | | |
| (3) 旧楠町史 | 資料調査 | ← 予備調査(資料収集ほか) → | | ← 目録作成・撮影・解読・活字化 → | | | | | | | | |
| | 執筆 | | | | | | | ← 資料調査・研究・執筆・校正 → | | | | |
| | 校正・刊行 | | | | | | | | | | ← 刊行 → ● | |

議案第七十五号

宇部市総合支所設置条例中一部改正の件

宇部市総合支所設置条例（平成十六年条例第二十七号）の一部を次のように改める。

令和五年九月一日提出

宇部市長 篠崎圭二

第二条第二号中「東番田三六五番地一」を「野田四百四十二番地十一」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において市規則で定める日から施行する。

「説明」

宇部市楠総合センターへの移転に伴い、所要の整備を行うものである。これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(名称、位置及び所管区域)

第二条

二 位置 宇部市大字船木字東番田三六五
番地一

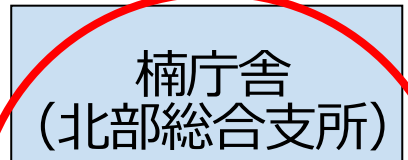
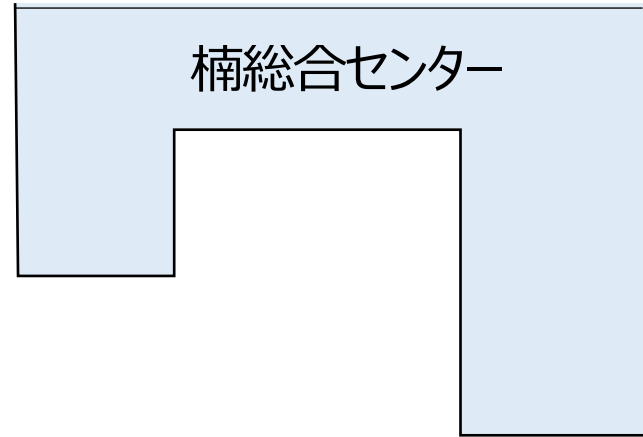
(名称、位置及び所管区域)

第二条

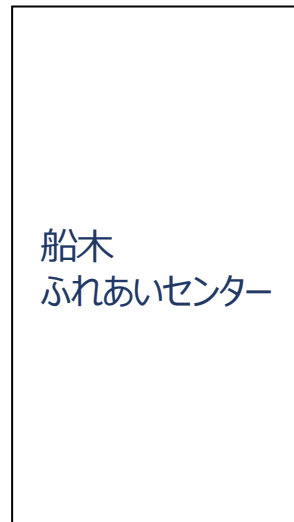
二 位置 宇部市大字船木字野田四百四十
番地十一

議案第75号 宇部市総合支所設置条例中一部改正の件

北部地域振興課



岡の坂交差点



市道 産業道路線

市長の附属機関等の会議の開催状況につし

(総合政策部)

| | 審議会等の名称 | 設置目的 | 所掌事務 | 担当課名 | 開催状況(R5.4.25～R5.7.28) | | | | | |
|---|--------------------|---|--|--------|-----------------------|---------------------|-----------------|--|--|-----------------|
| | | | | | 日時 | 時間 | 場所 | 審議事項 | 審議内容 | 備考 |
| 1 | 宇部市地方創生推進協議会 | まち・ひと・しごと創生法第10条に基づき、宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するにあたり、民間事業者や教育機関、市民団体等からの幅広い意見を反映することを目的とする。 | ・まち・ひと・しごと創生法第10条に基づく総合戦略の策定に関する事 ・総合戦略の推進に関する事。 | 政策企画課 | R5.7.13 | 15:00 ～ 16:30 | 宇部市総合福祉会館 | 1 「第2期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の令和4年度実績等について 2 「第2期宇部市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂について | ・左記事項について、事務局から説明し、意見を聴取した。 | |
| 2 | 宇部市行財政改善委員会 | 社会経済情勢の変化や市民ニーズ等に対応し、効率的かつ効果的な行政運営を行うために取り組んでいる事務事業の見直し等に、外部からの多様な意見を取り入れることにより、より一層の事務事業の見直しを推進することを目的とする。 | ・市が実施する事務事業の見直しの方向性や評価等に関する事 ・その他、行財政改革の推進に関する事。 | 行革推進課 | | | | | | 開催なし |
| 3 | 宇部市史編さん委員会 | 宇部市史編さんにかかる重要事項の審議・決定 | ・市史編さんに係る重要事項に関する事。 ・市史編さんに必要な資料収集、調査研究、及び編集に関する事。 ・その他市史編さんに関し必要な事項に関する事。 | 市史編さん室 | R5.5.16 | 16:00～ | 宇部市役所3階対話室 | (1)編さん体制について (2)編さんスケジュールについて (3)専門部会委員の人选について (4)その他 | (1)について協議 (2)(3)について、事務局から資料を基に説明し了承を得た。 (4)はなし | 令和5年度第1回(全4回予定) |
| | | | | 市史編さん室 | R5.7.20 | 15:00～ | 宇部市役所3階防災情報センター | (1)編さん委員について (2)専門部会について (3)市史編さんにかかる資料提供について (4)今年度の資料予備調査について (5)その他 | (1)について協議 (2)(3)(4)について、事務局から資料を基に説明し了承を得た。 (5)はなし | 令和5年度第2回(全4回予定) |
| 4 | 市制施行100周年記念絵本制作委員会 | 市制施行100周年記念絵本制作に関する重要事項の審議・決定 | ・記念絵本に係る重要事項に関する事。 ・記念絵本に必要な資料収集、調査研究、及び編集に関する事。 ・その他記念絵本に関し必要な事項に関する事。 | 市史編さん室 | R5.7.14 | 14:00～ | 宇部市役所5階第2委員会室 | (1)絵本制作業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について (2)今後のスケジュールについて (3)その他 | (1)(2)について、事務局から資料を基に事業概要を説明し、委員から意見を聴取。内容を修正することで了承を得た。 (3)はなし | 令和5年度第1回(全3回予定) |

令和5年7月28日現在